

# 税の申告は正しくお早めに

忘れずに申告しよう!



## 個人市・府民税の申告

☎市民税課 8441-1353、FAX 8441-3039

### ◆申告が必要な人

令和4年1月1日現在、市内に住所があり(1)給与所得について勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない人(2)給与所得者で給与以外の所得がある人(3)商・農・工・医業や生命保険外交等の事業を営んでいる人(4)不動産所得や譲渡所得がある人(5)年金受給者(左ページ下表参照)。

### ◆申告が不要な人

(1)所得税の確定申告をする人(2)収入が給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が市役所に提出されている人(3)年金受給者(左ページ下表参照)。

### ◆申告に必要なもの

(1)マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類(2)昨年中の収入が分かるもの(源泉徴収票・賃金支払明細書・収支帳簿類等)(3)昨年中に支払った各種領収書または証明書等(医療費控除の明細書・社会保険料・生命保険料・地震保険料・国民健康保険料・国民年金保険料・介護保険料等)。

※医療費の領収書は提出不要ですが、医療費控除の明細書は添付が必要です。

### ◆昨年中に転入や確定申告をした人へ

市・府民税申告書を送付していないので必要な場合は市民税課へ連絡を。

### ◆特定配当等および特定株式等譲渡所得金額の課税

申告は不要ですが、確定申告をした場合は所得金額に算入され、所得割額から配当割額および株式等譲渡所得割額を控除します。また、納税通知書が送達されるときまでに確定申告書とは別に市・府民税申告書(上場株式等の住民税課税方式の選択)を提出すれば、所得税とは異なる課税方法(申告不要制度等)を選択できます。

なお、前年中の配当所得および上場株式等の譲渡所得等があらかじめ住民税5%の税率で特別徴収されているものみの場合は、確定申告書第2表下部の「住民税に関する事項(特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要)」欄に丸を記入することで、市・府民税においてその全部を申告不要にできます。

## 所得税の確定申告

☎枚方税務署 844-9521

パソコン・スマホから  
e-Taxで申告書の作成・提出を

国税庁ホームページ(☎<http://www.nta.go.jp/>・下記コード参照)の案内に従い金額等を入力すると、24時間いつでも確定申告書の作成・提出ができます。印刷して郵送も可(〒573-8654大垣内町2-9-9枚方税務署)。同庁ホームページの「タックスアンサー」や「チャットボット」ではよくある質問と回答を見られますので活用を。



### ▼確定申告会場

対象	場所	受付日時
確定申告が必要な人	枚方税務署 大垣内町2-9-9	2月16日(水)～3月15日(火)午前9時～午後5時(最終受付は4時) ※土・日曜、祝日を除く。ただし、2月20日(日)・27日(日)は開庁。
給与所得者や年金受給者	北河内府民センター 大垣内町2-15-1	2月9日(水)・10日(木)午前9時30分～午後4時(最終受付は3時30分)
事業所得・不動産所得者		2月24日(木)・25日(金)午前9時30分～午後4時(最終受付は3時30分)

※公共交通機関のご利用を。  
※ボールペン・計算器具持参(筆記用具は用意していません)。

### 会場で申告する人へ

入場に必要な整理券は事前にLINEから発行できます

(1)国税庁公式アカウントを友だち追加

コード読み取り

友だち追加の検索欄に



or

@kokuzei

で検索

(2)トーク画面から「相談を申し込む」を選択

(3)希望日時を選択

(4)内容を確認し「申込」をタップすれば完了

(5)当日、申し込み完了画面を提示すれば入場できます



## 会場で申告する人へ

※マスクを着用していない場合は入場を断ることがあります。  
※咳・発熱等の症状がある人や体調のすぐれない人は入場できません。

### ▼年金受給者の個人市・府民税の事前申告会場

場 所	受付日	時 間
市民会館 大ホールロビー	2月7日(月)～10日(木)	午前9時30分 ～午後5時

### ▼個人市・府民税の申告会場

場 所	受付日	時 間
市民会館 大ホールロビー	2月16日(水)～3月15日(火) ※土・日曜、祝日を除く。 ただし、2月27日(日)は開庁。	午前9時30分 ～午後5時

※受付初日や午前中は混雑しますので、混雑緩和にご協力ください。  
※駐車場には限りがあるため公共交通機関のご利用を。

## なぜ、申告をしないといけないの？

令和3年中に無収入だった人や非課税所得（雇用保険・障害年金・遺族年金・児童手当等）のみの人でも、市の福祉・医療関係サービスや給付措置等で市・府民税の課税状況を使用する場合があります。

## 市ホームページで申告書を作成し 郵送での提出にご協力を

市ホームページの「市・府民税申告書作成コーナー」で案内に従い、収入金額等を入力すると申告書を作成できます。印刷して必要書類とともに郵送で〒573-8666市市民税課へ。

◆郵送の注意点 申告書は同封の返信用封筒で郵送を。各種領収書や証明書を同封の上、必ず電話番号を記入し個人番号が確認できる書類と本人確認書類の写しを添付してください。証明書類の添付や記入内容に不備がある場合、所得控除等が適用できませんのでご注意ください。受付書や領収書などの返送を希望する場合は必要な額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

## 公的年金受給者で確定申告が不要でも市・府民税の申告が必要な場合があります

### 令和3年分 公的年金等の源泉徴収票

はい



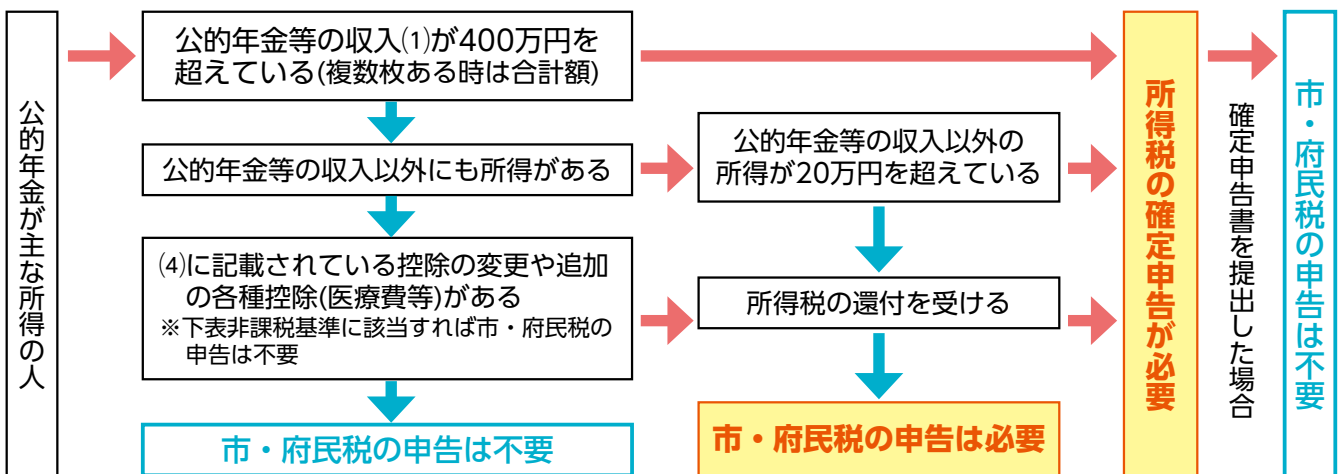
いいえ



支払を受ける者		住所又は居所 (フリガナ)	氏名	生年月日	明		
区分		支払金額					
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		円					
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		円					
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		円					
所得税法第203条の3第7号適用分		円					
本人		源泉控除対象 配偶者の有無等 一般 老人	控除対象扶養親族の数 特定 老人 その他	16歳未満の 扶養親族の数	障害者の数 特別 その他	非居住者 である 親族の数	社会保険料の額
特別 障害者	その他の 障害者						
(2)		人 (3) 人 人		人	人 人 (4) 人	人	円

- 公的年金等の支払金額
- 本人の障害者控除および寡婦控除・ひとり親控除の有無
- 配偶者控除の有無および扶養親族の人数
- 人的控除の有無および社会保険料の金額

## START!



### ●市・府民税非課税基準（公的年金収入のみの場合）

公的年金の源泉徴収票に記載されている内容	(3)が0人	(3)が1人	本人が(2)に該当
65歳以上(昭和32年1月1日以前生まれ)で公的年金収入(1)	155万円以下	211万円以下	245万円以下
65歳未満(昭和32年1月2日以降生まれ)で公的年金収入(1)	105万円以下	171万3334円以下	216万6667円以下